

令和3年度第1回江南市水道事業経営審議会 会議録（概要）

会議名：令和3年度第1回江南市水道事業経営審議会

開催日時：令和3年8月26日（木） 午後2時から午後3時10分

場所：消防庁舎 3階 大会議室

委員：出席委員8名

尾関 昭 （市議会議員）

宮地 友治 （市議会議員）

浅野 敏夫 （団体代表）

小川 隆史 （団体代表）

栗山 憲人 （団体代表）

今井 節子 （団体代表）

横山 幸司 （学識経験者）

奥村 真也 （学識経験者）

事務局：古田（水道部長兼水道課長）

尾関（水道課主幹）

加藤（水道課工務グループリーダー）

安田（水道課配水・維持グループリーダー）

三輪（水道課経営・業務グループリーダー）

吉田（水道課経営・業務グループ）

市川（水道課経営・業務グループ）

資料 令和2年度愛知県江南市水道事業会計下水道事業会計決算書及び事業報告書

資料1 料金改定及び新型コロナウイルス感染症による給水収益等への影響について

資料2 水道料金及び下水道使用料の収納状況調（スマートフォン決済導入後）

1. 開会

2. 議題

(1) 令和2年度決算について

- 事務局：資料「令和2年度愛知県江南市水道事業会計下水道事業会計決算書及び事業報告書」について説明。
- 委員：新型コロナウイルス感染症の影響でガス料金を支払いできない場合、一定期間の猶予をし、その後に計画的に支払うように対応していたが、水道料金はそのような猶予をしたか。
- 事務局：厚生労働省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な使用者には即座に給水停止をせず、一定期間の支払猶予をした。昨年度は22件、約24万円の支払猶予をした。
- 委員：P.10 営業収益の中の他会計負担金は、一般会計からの繰入か。
- 事務局：一般会計及び下水道事業会計からの負担金である。
- 委員：他会計負担金はどのような基準で計算するのか。
- 事務局：一般会計は、水道事業が管理する消火栓についての維持管理費や修繕費についての負担金で、工事の増減により金額を決定する。また、下水道事業会計は、水道部長人件費や、水道料金と合わせて徴収している下水道使用料について費用の一部の負担金等で、毎年度大きな増減は少ない。
- 委員：国からの補助金は、他会計負担金に計上するのか。
- 事務局：他会計負担金では無く、他会計補助金に計上する。
- 委員：P.57 上から4つの利率が高く、未償還残高が約3,300万円あるが、繰上償還は可能か。
- 事務局：金利の高い分を繰上償還し、支払利息が少なくなれば、水道事業また水道使用者にとって理想的であるが、繰上償還をしても、今後支払う予定の利息を補償金として払わなければならないため、費用の削減とならない。過去には臨時特例措置として、金利5%以上の借入について、繰上償還時の補償金を免除する制度があり、繰上償還をした。
- 委員：P.22 後飛保第5号井、第6号井のテトラクロエチレンによる水質汚染については、汲み上げし続けた結果か。
- 事務局：令和2年度は4回の水質検査をした結果の平均値で、毎日一定時間揚水し、そのまま排水しているが改善されない。
- 委員：P.56 企業債の種類で公営企業金融公庫、大蔵省資金運用部とあるが、国からの借入なのか。
- 事務局：地方公共団体金融機構と国からの借入である。
- 委員：水道料金の支払いができない使用者はどの程度いるのか。

- 事務局：令和2年度の収納率は、令和3年5月末時点で99.64%であり、ほとんどの水道料金については収納している。税金と違い、水道料金の支払いが滞ると給水停止を行うため、債権が増え続けてしまうことはない。
- 委員：支払いが困難な使用者にどのように対応しているのか。
- 事務局：生活が困難な場合は、福祉部局に情報提供をしている。
- 委員：水道料金の支払いが遅れた場合すぐ止められるのか。
- 事務局：すぐに止めるわけではない。最初の納付書を送付し支払いが無い場合、督促状、催告状及び給水停止予告状、給水停止最後通告書という順に案内し、給水停止会議に諮った上で、給水停止する。

3. 報告

(1) 施設の更新について

- 事務局：水道施設のポンプや電気等の設備は、点検や修繕により長寿命化を図り、耐用年数や水需要動向を考慮し、適切な時期及び規模で設備更新を計画している。令和4年度は下般若配水場の配水ポンプ増設工事と遠方監視装置の更新工事を実施する予定である。配水ポンプ増設工事の内容は、現在5台で運用している配水ポンプを1台増設する。事業認可では、地下水揚水量を令和8年度までに、一日当たり12,800 m³に削減する計画であり、その影響で減少する地下水揚水量分を県水の受水により補うため、下般若配水場の配水能力を向上させる必要があり、配水ポンプを1台増設する。遠方監視装置更新工事の内容は、平成11年度に設備更新を行った遠方監視装置の更新を行う。遠方監視装置とは、下般若配水場の監視室から後飛保配水場と下般若、後飛保の各取水井の監視及び制御をする装置である。現行の設備の生産が平成22年に終了しており、今後、修繕部品入手が困難であり維持管理ができなくなるのが想定されるため更新を行う。

(2) 料金改定及び新型コロナウイルス感染症による給水収益等への影響について

- 事務局：資料1について説明。
- 委員：全国的に水道料金の改定は必要であると聞いている。公営企業ということである程度、収支のバランスは必要であると思うが、使用者の理解を得ることが難しい。ICT等新技術の導入や経費削減を行い、少しでも料金改定率を抑えられるようにしてほしい。
- 委員：基本料金の1/2減額は助かりました。

(3) スマートフォン決済導入後の収納状況について

○事務局：資料2について説明。

○会長：他自治体のスマートフォン決済導入状況はどうか。

○事務局：導入時の調査では、一般会計は導入しているが水道事業会計は導入しておらず、これから導入や検討を予定する事業者が多かった。江南市水道事業は、一般会計と収納代行業者が同じであり、比較的早くに導入することができたが、他市町村では収納代行業者が異なるケースが多いことが分かった。

○会長：金融機関からの要請があったのか。

○事務局：スマートフォン決済事業者をコンビニ事業者と並列の位置付けで取扱い、導入費用については基本的に不要とのことで、契約するコンビニ収納委託先の業者からの提案があった。

4. その他

5. 閉会